

平成28年8月10日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年8月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

委員の出欠については、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員	
2番	飯田三津雄 委員	欠席	24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員		29番	土師 哲夫 委員	欠席
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員		35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	
19番	原 一夫 委員		41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 それでは、ただいまから8月の農業委員会総会を開催いたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 おはようございます。それでは議案書の1ページをお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」。  
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転、第2選挙区、1番の1件です。なお、1番については農地法施行令第2条第2項第5号、農地法施行令第2条第3号、第4号の例外規定となります。  
第3選挙区、2番から4番と次の2ページをお願いいたします、5番の4件です。  
第4選挙区、6番の1件です。  
第6選挙区、7番の1件です。  
3ページお願いいたします。  
賃借権設定、第5選挙区8番から9番の2件です。  
使用貸借権設定、第5選挙区10番から11番の2件です。  
以上、1番から11番までの申請案件につきましては、農地法第3条2項各号の審査基準について、東西審査会議にて説明を行っておりましたが、審査表のとおり不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
続いて東西審査会による審査結果について、事務局より報告を受けたいと思います。

事 務 局 東西審査会の結果について御報告いたします。  
第1号議案のそれぞれの案件につきまして東西の審査会にお諮りしましたところ、特に指摘する場所がないという御確認をいただいております。  
以上でございます。

議 長 報告が今、終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
第1号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

多 数 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員により第1号議案は可決されました。  
続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題  
といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 4ページをお願いいたします。  
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」。  
農地転用許可申請書が提出されたので付議します。  
第3選挙区、1番から2番の2件です。  
1、申請地、大橋町常持、田、2筆の合計の470㎡、申請理由、申請地を露天自動車販売展示場及び進入路として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、  
地域農業の振興に資する施設に供するもので不許可の例外規定に該当するものです。  
2番、申請地、草野町矢作、畑、77㎡、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として  
拡張するものです。  
第5選挙区、3番の1件です。申請地、北野町中、田、323㎡、申請理由、申請地  
を露天資材置場として利用するものです。  
以上で、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと  
思います。審議番号8番は第3選挙区の案件でございますので、野村副会長から報  
告を受けたいと思います。あとは順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**野村副会長** では、説明いたします。  
審議番号1番、地図ナンバーも1番です。

申請地は大橋小学校から南へ約1kmのところに位置しています。転用目的は自動車販売展示場及び新規利用として利用するものであります。農地区分についてはおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水については新設の溜柵を経由し、南側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のL型側溝及びコンクリートブロック及び緩衝地による計画となっております。また始末書の提出もあります。

次に、関係承諾書につきましては、大橋土地改良区より承諾を得ております。

次、行きます。

審議番号2番、地図ナンバーも2番です。

申請地は草野小学校の北側に隣接しています。転用目的は農家住宅の敷地を拡張するものです。農地区分については第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水については既存溜柵を経由し北側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は合併浄化槽を経由し北側道路側溝へ放流されています。

被害防除については新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利承諾につきましては地元水利組合長より承諾を得ております。以上の案件につきましては現地調査を行い、東部審査会へ報告を行っております。

以上です。

**日比生副会長** 第5選挙区でございます。

審議番号3番、地図番号も3番でございます。申請地は北野総合支所に南に約150mのところでございます。転用の目的は露天資材置場として利用するものでございます。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内にある農地のため第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、自然流下及び南側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生をいたしません。

被害防除といたしまして、法面保護により防除する計画でございます。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

第5選挙区の案件の概要、以上でございます。この案件につきましては現地調査を

行い、東部審査会へ報告を行っているところでございます。  
以上でございます。

議 長 以上で、地元の副会長からの報告が終わりました。  
続いて、東西審査会による審査結果について、事務局より報告を受けたいと思いま  
す。

事 務 局 事務局より報告いたします。  
第2号議案の全ての案件につきまして、東西の審査会にお諮りしましたところ、特  
に指摘すべき地区はないとの御確認をいただいております。  
以上でございます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお  
願いいたします。質疑ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。よって、  
県へ送付いたします。  
続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題  
といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。  
「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」。  
農地の転用許可申請が提出されたので付議します。  
第1選挙区、1番から3番の3件です。1、申請地、藤山町、田、2筆の計の494

m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて分家住宅を建築するものです。

2番、高良内町、畑、254m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて自動車修理工場として利用するものです。

3番、宮ノ陣町大杜、畑、38m<sup>2</sup>、申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。

第2選挙区、4番と6ページをお願いします、5番の2件です。

4番、申請地、安武町武島、畑、330m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

5番、申請地、荒木町白口、田、233m<sup>2</sup>、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第3選挙区、6番から9番の4件です。

6番、申請地、山本町豊田、田、4,538m<sup>2</sup>、申請地を取得し、農産物露天販売所として利用するものです。

7番、善導寺町島、田、747m<sup>2</sup>、申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが地域農業の振興にする施設に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

8番、申請地、善導寺町飯田、田、1,457m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが地域農業の振興に資する施設に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

9番、申請地、草野町矢作、畑、300m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて分家住宅を建築するものです。

7ページをお願いいたします。

第4選挙区、10番から11番の2件です。申請地、田主丸町地徳、田、1,040m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて露天資材置場として利用するものです。農地区分は農用地ですが一時的な利用に供するもので不許可の例外に該当するものです。なお、一時転用期間は平成28年の6月25日から平成28年の10月22日までです。

11番、田主丸町益生田、畑、2筆計455m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第5選挙区、12番の1件です。申請地、北野町塚島、田、534m<sup>2</sup>、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので不許可の例外に該当するものです。

第7選挙区、13番の1件です。申請地、三潞町西牟田、田、278m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、工場の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、

特別の立地条件を必要とする事業に供するもので不許可の例外に該当するものです。以上で、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。  
審議番号1番は第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。後は順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**古賀副会長** 審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。

申請地は青陵中学校から西へ約800mのところ立地します。転用目的は分家住宅の建築です。本件の申請地は2筆ございますので、それぞれに農地区分を判断しております。一方は上下水道などが埋設される道路の沿道にあって、500m以内に上津クリニック及び木下歯科医院の2つ以上の公共施設がある農地であるため、第3種農地と判断しております。もう一方は市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内になり、10ヘクタール未満での農地の区域内にある農地であるため第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設される溜桝を経由し、南側の水路へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては市の下水道管に接続されます。

被害防除につきましては、周囲コンクリートブロックを新設して土砂の流出等を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合より承諾を得ております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

申請地は青峰小学校から西へ約1kmのところ位置します。転用目的は自動車修理工場でございます。申請地には既存の農業用倉庫が建築されており、今回はこの既存の倉庫を自動車修理工場へ転用するものでございますが、既存倉庫につきましては転用手続きがなされておりましたので、始末書付きの申請となっております。農地区分については上下水道管が埋設される道路の沿道の区域にあって、500m以内に特別支援学校、上野歯科の2つ以上の公共公益施設があるものとしているため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては敷地内に新設される溜桝を経由して南側道路側溝へ放流いたします。汚水生活雑排水につきましては汲み取り式のトイレを利用いたします。なお、自動車整備において生じた廃油等につきましてはドラム缶等に集め、自身が経



営するガソリンスタンドに保管して廃棄物処理業者を通じて廃棄いたします。  
被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

申請地は宮ノ陣小学校から南へ約80mのところに位置します。転用目的は自己用住宅の建築です。農地区分につきましてはおおむね300m以内に西鉄学校前駅がある農地であるため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては施設内に新設される溜桝等を経由し、東側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては市の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては地元土地改良区より承諾を得ております。

第1選挙区の案件についての概要は以上となります。またこの案件について現地調査を行い、東部審査会へ報告を行っております。

以上です。

**諸藤副会長** 第2選挙区、報告いたします。

審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

申請地は安武小学校より北西へ約500mのところに位置しています。転用目的は申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分についてはおおむね500m以内に安武小学校及び安武保育園がある農地であり、北側に接する道路に水道下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設の溜桝を経由し、北側の側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。こちらの申請につきましては申請地の一部が既に造成されていたため、土地所有者より始末書が添付されております。

続きまして、審議番号5番について御説明いたします。地図ナンバーは8番です。

申請地はJR荒木駅より北西へ約350mのところに位置しています。転用目的は申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分についてはおおむね500

m以内にJ R荒木駅がありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水につきましては新設の溜柵を経由し、西側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設するコンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。またこちらの案件について現地調査を行い、西部審査会へ報告も行っております。

以上です。

**野村副会長** 第3選挙区の報告いたします。審議番号5番、地図ナンバーは9番です。

申請地は筑水高等学校から北東へ約750mのところに位置しています。転用目的は申請地を取得し、農産物露天販売所として利用するものであります。農地区分についてはおおむね500m以内に白峯保育園及びたなか病院がある農地であり、北側に隣接する道路に水道下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設の溜柵を経由し、南側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除については、新設コンクリートブロック及びフェンスによる計画となっております。

水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾を得ております。

次に行きます。審議番号7番、地図ナンバーは10番です。

申請地は耳納市民センターより東へ約1kmのところに位置します。転用目的は申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。農地区分についてはおおむね10ヘクタール以上の規模の区域にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的は農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設排水溝及び溜柵を経由し、東側道路の側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロック及び石垣での計画となっております。

水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾を得ております。

次、行きます。審議番号8番、地図ナンバーは11番です。

申請地は耳納市民センターより東へ約200mのところの位置します。転用目的は申請地を借り上げて露天資材置き場として利用するものです。農地区分についてはおおむね10ヘクタール以上の規模の区域にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜桝及び排水管を經由し、西側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロック及び緩衝池による計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、善導寺町飯田土地改良区より承諾をもらっております。

次、審議番号9番、地図ナンバーは12番です。

申請地は草野小学校の北側に隣接しています。転用目的は申請地を借り受けて分家住宅を建設するものです。農地区分については第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水については新設溜桝を經由し北側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は合併浄化槽を設置し北側道路側溝へ放流されます。

被害防除については、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

以上、これらの案件については現地調査を行い、東部審査会へ報告を行っております。

以上です。

#### 柳副会長

第4選挙区から報告いたします。審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

申請地は田主丸総合支所から南西へ2,300mのところの位置します。転用目的は申請地を借り受け一時的に資材置場として利用するものです。農地区分については農用地区域内農用地と判断しております。

雨水排水については、周囲に素掘側溝を通して西側の既存水路へ放流されます。汚水については汲みとり式の簡易トイレを利用し、周囲への配慮を行います。また、

生活雑排水については発生いたしません。

被害防除については、周囲の境界から2mに緩衝地を設けることにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元行政区長及び耳納山麓土地改良区長より承諾を得ております。なお、本議案については6月24日付で、公共事業に関する農地の一時利用届出が既になされております。

続きまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは16番となっております。

申請地は田主丸総合支所から南へ1,300mのところのところに位置します。農地区分についてはおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断しております。転用目的は申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。

雨水排水については区域内の溜桝を通して西側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は西側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、北側と東側の既存水路により放流する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元行政区長及び耳納山麓土地改良区より承諾を得ております。

第4選挙区の概要は以上となります。また、これらの案件については現地調査を行い、東部審査会へ報告を行っております。

以上です。

**日比生副会長** 第5選挙区でございます。審議番号12番、地図15番でございます。

申請の場所は北野中学校より東に約380mのところでございます。転用目的は申請地を親から借り受けまして自己用住宅を建築するものでございます。農地区分については、申請地は10ヘクタール以上の広がりがある農地のために第1種農地と判定いたしますが、集落に接続しておりまして、地域農業の振興に資する施設に供するため不許可の例外規定を適用いたしております。

雨水排水につきましては、自然流下及び南側の既設水路へ放流される計画でございます。

被害防除は既存の擁壁及びコンクリートブロックにより放流する計画でございます。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島土地改良区の承諾を得ておられます。

第5選挙区の案件は以上でございます。この案件につきまして現地調査を行いました。

て、東部審査会への報告を行っておるところでございます。  
以上でございます。

**廣重副会長** それでは、第7選挙区の案件について説明をいたします。審議番号13番、地図ナンバーは16番です。

申請地は西牟田小学校から東へ約100mのところ position します。転用目的は申請地を取得し、従業員の露天駐車場として利用するものです。農地法についてはおおむね10ヘクタール以上の規模の区域内にある第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張であることから特別の立地条件を必要とする事業であり、不許可の例外規定を適用しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び新設溜桝を設置し、南側側溝へ放流されません。

被害防除については、土砂流出等、被害の恐れを生じないため現状のまま利用されます。

水利承諾書については、西牟田土地改良区より承諾を得ております。なお、申請地は既に造成が行われていたため土地所有者より始末書の添付があります。

第7選挙区の案件についての概要は以上となります。またこれらの案件については現地調査を行い、西部審査会へ報告を行われております。

以上です。

**議 長** 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。  
続いて東西の審査会より審査結果について、事務局より報告を受けたいと思います。

**事務局** 御報告いたします。第3号議案の全ての案件につきまして、東西の審査会にお諮りいたしましたところ、特に指摘すべき事項はないと御確認をいただいております。  
以上でございます。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんかね。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。よって、県  
へ送付いたします。

続きまして「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書8ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」。

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第2選挙区、審議番号1番の1件です。

1番、申出人、安武町安武本、\*\*\*\*、名簿登録者からの申し出です。対象土地、安武町武島、田、1,202m<sup>2</sup>、安武町住吉、田、2筆計3,973m<sup>2</sup>、安武町安武本、田、2,242m<sup>2</sup>、4筆合計7,417m<sup>2</sup>、あっせん委員は諸藤澄夫委員、深川嘉穂委員です。

以上です。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第4号議案は可決されました。  
続きまして「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題と  
いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案書9ページをお願いいたします。  
「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」。  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の  
決定を求められたので付議いたします。  
1番、所有権移転、15件。2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）90件。  
それでは10ページをお願いいたします。  
1番、所有権移転。  
第1選挙区、審議番号1番の1件です。1番、所在、宮ノ陣町若松、田、3,055m<sup>2</sup>、  
推進機構への売り渡しです。  
第2選挙区、2番から次の11ページ5番までの4件です。  
2番、所在、大善寺町宮本、田、4筆計3,082m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。  
3番、所在、荒木町荒木、田、3,219m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。  
4番、所在、荒木町荒木、田、2筆計4,895m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。  
11ページをお願いいたします。  
審議番号5番、所在、安武町安武本、田、2筆計2,979m<sup>2</sup>、推進機構からの買い  
入れです。  
第3選挙区、審議番号6番の1件です。  
6番、所在、山本町豊田、畑4筆計2,275m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。  
第4選挙区、審議番号7番の1件です。  
7番、所在、田主丸町益生田、田、6筆計4,146.26m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れ  
です。  
12ページをお願いいたします。  
第5選挙区、審議番号8番から12番までの5件です。  
8番、所在、北野町陣屋、田、3,384m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。  
9番、所在、北野町十郎丸、田、699m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。  
10番、所在、北野町十郎丸、田、699m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

11番、所在、北野町十郎丸、田、699m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

12番、所在、北野町十郎丸、田、699m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

13ページをお願いいたします。

第6選挙区、審議番号13番から14番までの2件です。

13番、城島町浮島、田、1,101m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

14番、所在、城島町江上本、田、3,078m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

第7選挙区、審議番号15番の1件です。

15番、所在、三潴町原田、田、3計4,691m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

続きまして14ページをお願いいたします。

2番、利用権設定。こちらは農地中間管理事業関係のものになります。こちらに關しましては総計より説明をさせていただきます。

14ページ下、総計の欄をごらんください。総計の区分で契約年数10年未満と10年以上に分類しております。まず10年未満のものについては契約件数75件、筆数275筆、設定面積といたしましては417,933.91m<sup>2</sup>となっております。続きまして契約年数10年以上の欄があります。こちらは契約件数15件、筆数41筆、設定面積75,695m<sup>2</sup>、合計いたしますと契約件数90件、筆数316筆、設定面積493,628.91m<sup>2</sup>となります。以上、所有権移転の審議番号1番から15番及び農地中間管理事業の各案件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑がございませんかね。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。よって、久



留米市長宛て通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」「報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の撤回願について」「報告第6号 農地移動適正化あっせん事業について」「報告第7号 土地改良事業参加資格交替について」などを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

済いませんでした。報告第4号が抜けておったということで、大変失礼いたしました。「農地法第3条の規定による許可の取消願について」。

以上です。

質疑に入りますが、質疑のある方はお願いします。

「なしの声」

**議長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。したがって、報告第1号から報告第7号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りいたします。本総会におきまして、議決されました案件、条項、事項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「なしの声」

**議長** 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、32番、権藤年明委員、6番、田中祥晃委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。